

災害時避難行動要支援者登録制度について

災害時避難行動要支援者登録制度とは、災害発生時に自力で避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の方に、避難行動要支援者名簿へ登録していただく制度です。名簿に登録をすることで、地域で情報が共有され、災害時の情報伝達や避難誘導等が迅速・的確にできる体制づくりを目的としています。

避難行動要支援者名簿に掲載となる方

次のいずれかに該当する方のうち、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難（家族等の介助により避難に支障がない方を除く。）で、それらの支援を受けるために必要な自己に関する個人情報に関係機関へ提供することに同意した在宅の方を対象とします。

| | |
|------|---|
| 高齢者 | ・要介護3～5 ・75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯 |
| 障がい者 | ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳(A)・A ・精神障害者保健福祉手帳1級 |

※その他、災害時の支援を必要とし、名簿への掲載を希望する方

登録申請について

登録申請書に必要事項を記入し、健康福祉課窓口または、担当区域の民生委員へ提出してください。登録申請書は、健康福祉課で配布しております。また、町のホームページからもダウンロードできます。

※登録された方の情報は、消防組合や警察署などの関係機関のほか、民生委員や各区の自主防災組織等に提供しますが、支援活動に関すること以外には利用しません。

登録にあたって

災害時における避難行動要支援者の支援は、支援する側のボランティア精神に基づくものであるため、被害の状況によりますが、地域の皆様のご協力によって、できる範囲内での支援となります。

また、各世帯へ配布をしている「越生町防災マップ」を参考に、備蓄品を確保するなど、日ごろから災害時への備えをしておきましょう。

健康福祉課 福祉担当 ☎内線 112

心身障がい児通園(学)奨励費補助金のご案内

日常生活に必要な知識等を身につけるため、通園または通学している心身障がい児の保護者の方へ補助金を交付します。補助金交付を希望される方は申請が必要です。

対象者 町内に在住し、特別支援学校等に通園または通学している18歳以下のこどもと同居している保護者

補助金額 5,000円(月額)
必要書類 ①身体障害者手帳または療育手帳
②就園または就学証明書
③保護者名義の預金通帳

健康福祉課 福祉担当 ☎内線 112

「障がい者アート展inおごせ」のアート作品常設展示

アート展終了後から3月まで、事業所ごとにアート作品を展示しています。

3月は、おごせ福祉作業所の作品です。ぜひ、ご覧ください。(※作品入替等の都合により展示期間が前後する場合があります。)

会場 里の駅・おごせ【観光センター】
時間 午前9時～午後4時



アート展の様子

健康福祉課 福祉担当 ☎内線 112・113

3月は自殺予防月間です

自殺対策基本法では、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めており、全国で「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて様々な事業を実施しています。

人は普段、嫌なことがあっても休めば回復します。しかし、疲労が蓄積されると表面上は元気でも、回復に時間がかかるようになります。その状態をごまかして過ごしていると最終的にうつ状態となり、死にたい気持ちが出やすくなります。

身近に苦しんでいる方がいた時、元気になってもらいたいが何をしたらよいかかわからないと悩んだことはありませんか？

そんな時は、勇気を出してまずはやさしく声をかけてみることから始めてみてはどうでしょうか。

「ゲートキーパー養成研修」

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。この機会に、ご自分や身近な方のこころの健康に目を向けてみませんか。

日時 3月24日(月)午後1時30分～3時

場所 中央公民館 集会室

講師 東京未来大学 教授 須田 誠 先生

持ち物 筆記用具、マイレージカード

申込み 保健センター(049-292-5505)にお電話ください。

※9月に実施したゲートキーパー養成研修と同内容で実施予定です。

厚生労働省のサイト「まもろうよこころ」では、SNSを含む、相談窓口が分かりやすくまとめられています。

まもろうよこころ 検索



【相談窓口】

埼玉いのちの電話 048-645-4343 (24時間 365日)
さいたまチャイルドライン (18歳以下専用) 無料 0120-99-7777
(年末年始以外 午後4時～9時)

こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 (24時間 365日)
健康相談 越生町保健センター 049-292-5505

こころの健康チェック

- 食欲減退または過食
- 不眠または過眠
- 気力の減退または疲労感
- 集中力の低下
- 将来に対して悲観的
- 死を考えることが増えた
- そわそわ落ち着かない
- イライラ怒りっぽい
- 外出できない
- メディアに過度に敏感

このような状態が2週間以上続いている場合はこころが疲れているかもしれません。

ひとりで悩まずに相談しましょう。

低所得世帯支援給付金のお知らせ

越生町では、物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するため令和6年度住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を支給します。

対象世帯

令和6年12月13日に越生町に住所がある方で、令和6年度住民税均等割非課税世帯

※対象とならない世帯

- ・令和6年度住民税均等割が課税されている方がいる世帯
- ・令和6年度住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯
- ・所得があるにもかかわらず未申告である方がいる世帯
- ・他の自治体から同様の給付金を受給されている方がいる世帯

給付金の額

1世帯あたり3万円

申請手続

対象の世帯については、**3月10日頃に支給案内通知**または「**確認書**」を送付します。

- ①「支給案内通知」が届いた方 **申請不要**
ただし、振込口座を変更したい方、給付金の受け取りを辞退したい方、上記「対象とならない世帯」に該当する方は3月14日(金)までに健康福祉課へお問い合わせのうえ、届出ください。
- ②「確認書」が届いた方 **申請必要**

記載内容をご確認いただき、必要事項を記入のうえ**5月30日(金)**までに提出してください。(必着)

こども加算分について **申請不要**

上記の給付金を越生町で受けた世帯のうち、18歳以下のこども(平成18年4月2日生まれ以降)がいる世帯については、こども一人当たり2万円を支給します。該当される方には、個別に支給案内通知を送付します。

※本給付金の対象世帯にもかかわらず支給案内通知等が届かない場合や、ご不明な点は、お問い合わせください。

問い合わせ先

低所得世帯支援給付金について 健康福祉課 福祉担当 ☎内線 111・112・113
こども加算分について 子育て支援課 子ども担当 ☎内線 161